

法テラス「相談援助」利用による

無料

賃金に関する法律相談



「給料を払ってくれない」、「言われていた賃金よりも低かった」
「残業代を払ってくれないが、どうしたらいいだろう」
「残業が多すぎて辞めたいが、サービスで残業していた分請求できるか」

賃金未払い(解雇されたことに伴うものを含む)、残業代、長時間労働、サービス残業など賃金に関する相談をお受けします。まずは、弁護士にご事情をお話してください。



相談日時：毎週水曜日 19:00～21:00 (祝日・年末年始は除く)

①19:00～19:30 ②19:30～20:00 ③20:00～20:30 ④20:30～21:00

相談場所：神奈川県弁護士会 横浜駅西口法律相談センター

相談料金：無料(条件付)/30分以内

予約受付：電話 045-620-8300

月・火・木・金曜 9:30～17:00

水曜 9:30～21:15

土・日曜 9:30～15:30

※予約面談制ですので、事前にご予約ください。予約の際に収入等を伺います。

※神奈川県弁護士会のホームページからも予約申込ができます。



★ 本相談は、法テラス「相談援助」を利用した相談です。本相談は、収入が一定額以下であることなどの条件がございます。詳しくはお問合せください。

★ 法テラス相談を同一内容で3回(以上)利用されていますと、本相談をご利用できません。



【相談場所のご案内】

神奈川県弁護士会

横浜駅西口法律相談センター

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2
TSプラザビル4階

横浜駅「きた西口」より徒歩5分

